

感 号 外
令和4年3月29日

本庁各課（室）・センター長
企業局各課長
県議会事務局各課長
教育庁各課長
各委員会事務局長
各地方機関の長
病院局県立病院各課長
警察本部各課長

様

感染症対策室長

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡がありました。

つきましては、本県においては当面の間、下記のとおり対応することとしますので、ご了知の上、関係者への周知をお願いします。

記

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

- (1) 従来どおり保健所が濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- (2) 濃厚接触者の待機期間（感染者がオミクロン株以外の変異株であることが確定し、又はその疑いがある場合を除く。以下同じ。）は、感染者の発症日（無症状病原体保有者にあつては検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。なお、社会機能維持者以外の濃厚接触者については、4日目及び5日目の自費検査で陰性を確認することにより待機期間を5日間に短縮する運用は行わない。

2 事業所等（高齢者施設等のハイリスク施設、保育所・幼稚園・小学校等、クラスターを含む。）で感染者が発生した場合

- (1) 従来どおり保健所が濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。

- (2) 濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日から7日間（8日目解除）とし、このうち社会機能維持者については、引き続き、4日目及び5日目の自費検査で陰性を確認することにより5日目に待機解除を可能とする。なお、社会機能維持者以外の濃厚接触者については、検査により待機期間を5日間に短縮する運用は行わない。
- (3) 医療機関、高齢者施設（入所系）及び障害者支援施設等（入所系）で濃厚接触者となった従事者は、以下の事務連絡に基づく要件（毎日検査による陰性確認等）を満たす場合に限り、待機期間中の業務従事を可能とする。この際、保健所は要件を満たすかどうかを施設調査、感染管理支援チームからの報告等を通じて十分に確認するものとする。

<医療従事者>

- 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<介護従事者>

- 「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課予防接種室、同老健局高齢者支援課、同認知症施策・地域介護推進課、同老人保健課連名事務連絡）

<障害者支援施設等の従事者>

- 「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同健康局健康課予防接種室、同社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）

- (4) 保育園、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者については、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同保育課、同子育て支援課、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課連名事務連絡）の内容に関わらず、保健所は、待機期間中は業務に従事しないよう求めるものとする。

感染症対策室感染症対策第一グループ
担当 倉瀧（電話：0852-22-6530）